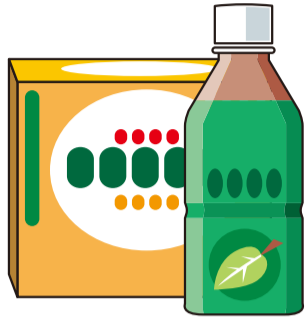


### くらしの110番 花粉症への効果をほのめかした健康茶に注意!

【事例】2カ月前、花粉症に効果があるとの表示を見てインターネット通販で健康茶を購入した。しかし、昨日のニュースで、表示にはないステロイドが含有されていたと知った。どうしたらよいか。

2023年1月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」に、患者が健康茶を飲用していたところ、血液検査の副腎皮質ホルモンなどの数値が低下し、飲用をやめてもらったところ数値が回復したため、健康茶に抗炎症・抗アレルギー作用のあるステロイド成分が混入されている疑いがあるとの情報が寄せられました。



国民生活センターで当該健康茶を購入し調べた結果、医薬品成分のステロイドが含まれていました。また、食品に医薬品成分を使用することや医薬品的な効果効果を記載することはできませんが、当該健康茶の説明書や通信販売サイトには、花粉症への効果をほのめかす記載が見られました。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ①ステロイドを含有しているものを継続的に飲用している方が急に飲用をやめると、身体に影響が出るおそれもあります。心配な方は医療機関を受診し、医師に相談しましょう。
  - ②困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

### 法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

#### 保護命令制度について

**質問** 夫からの日常的な暴力に耐えかねて離婚を切り出したところ、逆上した夫から思い切り顔を殴られ大けがをしました。現在、夫から身を隠して生活していますが、夫は私のことを必死に探しているようです。今後離婚の話し合いをするにしても、まずは身の安全を確保したいと思っています。何か方法はないでしょうか。

**回答** 裁判所に対し、保護命令の申立てを行うことを検討してください。

保護命令制度とは、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、被害者へのつきまといなどをしてはならないことなどを命ずる命令です。保護命令には5つの種類があり、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令があります。命令の効力期間は①～④は6カ月、⑤は2カ月です。裁判所の発令した保護命令に違反した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

ご質問のケースでは、身体に対する暴力があり、今後も身体に対する暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けるおそれが大いといえ、保護命令が発令される可能性が高いと考えられます。保護命令が発令にあたっては、けがの写真や診断書などが重要な判断材料となりますので、できる限りこれらの証拠を準備するようにしてください。申立てにあたっては、弁護士や警察、配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。

なお、令和6年4月1日より改正DV防止法が施行され、精神的暴力や性的暴力についても保護命令の対象となるほか、期間が6カ月から1年に延長され、命令に違反した場合の罰則が「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」に引き上げられます。さらに、被害者の子どもへの電話を禁じる命令も新たに加わります。近年多様化するDVに対し、対応が強化される見込みです。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 井上あすか(弁護士)

## 8月各種無料相談

☎996-2111

市外局番(048)をつけておかけください。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑩を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



**①法律相談** 問秘書広報課 ☎0373  
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応) 日毎週金曜日 午後1時20分～4時 場市民相談室 定8人(電話による事前予約制) ※2日前の水曜日午前9時から電話予約

**②税理士相談** 問秘書広報課 ☎0373  
相続税など税金全般についての相談 日8月7日(月) 午後1時～4時 場市民相談室 定6人(電話による事前予約制) ※7月24日(月)午前9時から電話予約

**③不動産相談** 問秘書広報課 ☎0373  
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応) 日8月28日(月) 午前9時～正午 場市民相談室

**④くらしの相談** 問秘書広報課 ☎0373  
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応) 日8月9日(水) 午後1時30分～3時30分 場市民相談室

**⑤行政書士相談** 問秘書広報課 ☎0373  
紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談 日8月21日(月) 午後1時～4時 場市民相談室

**⑥司法書士相談** 問秘書広報課 ☎0373  
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談 日8月17日(木) 午後1時～4時 場市民相談室 定6人(電話による事前予約制) ※8月3日(木)午前9時から電話予約

**⑦DV相談** 問子ども家庭支援課 ☎0246  
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応) 日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 ※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

**⑧女性相談** 問子ども家庭支援課 ☎0246  
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定) 日毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分 場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)

**⑨人権相談** 問人権・男女共同参画課 ☎0811  
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応) 日8月10日(木) 午後1時～4時 場市民相談室

**⑩心配ごと相談** 問社会福祉協議会 ☎995-3636  
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応) 日8月2日(水)・16日(水) 午後1時～4時 場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616(心配ごと相談専用電話)

**⑪生活困窮者自立相談** 問社会福祉課 ☎0493  
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応) 日毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 場社会福祉課 ☎949-6317(生活困窮者自立相談支援専用電話)

**⑫こころの健康相談** 問保健センター ☎995-3381  
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応) 日8月7日(月) 午後1時～2時30分 場保健センター 定2人(電話による事前予約制)

**⑬消費生活相談** 問商工観光課 ☎0336  
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場消費生活センター ※受付は商工観光課

**⑭内職相談** 問商工観光課 ☎0274  
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応) 日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分 場市民相談室

**⑮若年者就職相談** 問ゆまにて ☎996-0123  
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応) 日8月2日(水)・16日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時 場ゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

**⑯教育相談** 問教育相談所 ☎995-0077  
児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応) 日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時 場教育相談所(八條小学校西隣)

**⑰家庭児童相談** 問子ども家庭支援課 ☎0472  
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時 場家庭児童相談室

**⑱子育てコーディネーター** 問子育てほっとステーション ☎951-0229  
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談 日毎週月～金曜日 午前10時～午後4時 場やしお子育てほっとステーション

**⑲休日・夜間納税相談** 問納税課 ☎0330  
市税・国民健康保険税の納付についての相談 日8月6日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日 午後5時15分～7時 場納税課

〈広告欄〉

庭木1本から承ります!

生垣剪定(長さ1m×高さ2m)通常2,200円が半額の1,100円!(税込)※先着10名様

ガーデンエクスプレス 八潮店 ☎0120-61-4128

